

令和 4 年 6 月 14 日現在

機関番号：82723

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01289

研究課題名（和文）国際人道法の履行確保における国家責任の現代的意義 先端科学技術が及ぼす影響

研究課題名（英文）The Contemporary Significance of State Responsibility in Ensuring Compliance with International Humanitarian Law: From the Viewpoint of Impacts of Advanced and Emerging Technologies

研究代表者

黒崎 将広（Kurosaki, Masahiro）

防衛大学校（総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工学群）・人文社会科学群・准教授

研究者番号：10545859

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、武力紛争に適用される国際人道法（武力紛争法）の履行確保において果たす国家責任の現代的役割および関係規則の解釈適用上の問題が何であるかを、とりわけ個人責任では果たせない国家責任の独自の役割に留意しつつ解明することを目的としたものである。その際には、この問題が顕著に現れる、サイバー技術や自律兵器システム等の先端科学技術を用いた紛争当事者による敵対行為に焦点を当て、研究成果をそれぞれについて公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

武力紛争法（国際人道法）は、武力紛争（戦争）の際に当事者となる国、非国家集団および個人が守らなければならない国際法である。しかし、過酷な状況下で国際法規則を紛争当事者にいかにして守らせるかは長きにわたる国際社会の課題である。こうした問題状況を踏まえ本研究は、近年先端科学技術を戦いに用いる国々が増えてきたことに注目し、既存の武力紛争法規則が科学技術の急速な発展にどこまで対応し遵守可能なものとなるのかを国家の責任に重点を置いて明らかにすることを試みた。こうした研究は世界的にも未だ発展途上であるため、国内外に積極的に発信していくことを通じて、ささやかではあるが、国際法学の発展に貢献することができた。

研究成果の概要（英文）：This research project aimed to ascertain what current roles of state responsibility to play were in ensuring the compliance with international humanitarian law or the law of armed conflict and what kinds of problems could arise in the interpretation and implementation of the relevant rules of the law. In doing so, it particularly focused on the employment of advanced and emerging technologies, such as cyber capabilities and technologies and autonomous weapons systems, in the conduct of hostilities in situations of armed conflict, in which those issues manifest themselves prominently. The findings of the project have been published in academic book chapters and peer-reviewed journals, etc.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 武力紛争法 国際人道法 国家責任 先端科学技術 サイバー 人工知能 AI

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

国家責任とは何のために存在するのか。また、関係一般法規則は、個別法分野でどこまで妥当しうるのか

国際法上の国家責任は、長らく国際法違反の被害国が被った損害を回復するための制度として発展してきた。しかしながら今日では、国際社会の緊密化に伴い、国際社会全体の共同体利益の実現を目的とした国際法の実効性を担保する履行確保制度としての役割にも新たな注目が集まっている。これは、国連国際法委員会による国家責任条文の起草過程において国家の国際犯罪の文脈で長らく扱われていたが、最終的には、2001年の国家責任条文における一般国際法の強行規範の義務の重大な違反や被害国以外の国による責任追及に関する諸規定として成立することで一応の区切りを得た。国際法学の関心は今、これらの一般規定が個別国際法分野でどこまで妥当し、またどのような意味を持ちうるのかを検証する段階にある。なかでも注目を集めているのが、国際人道法における妥当性である。

なぜ国際人道法なのか

国際人道法(武力紛争法)は、国際人権法と並んで武力紛争時の人間の尊厳を守るために発展してきた国際法領域の1つである。もっとも、国際人道法上の国家責任もまた、他の国際法と同様、かつては違反行為の被害をこうむった交戦国の賠償(compensation)責任を中心に扱うものにとどまっていた(1907年ハーグ陸戦条約第3条および1977年ジュネーヴ第1追加議定書第91条)。しかし1990年代における国際刑事裁判機関の適用法規(裁判規範)としての新たな展開を迎えると、国際人道法は次第に国際社会の共同体利益に基づく強行規範としての性格を持つものと解されるようになり(1996年国際司法裁判所核兵器使用合法性事件勧告的意見、2000年旧ユーゴ国際刑事裁判所 Kupreškić 事件一審判決)その違反行為に対する国の責任もまた、従来の敵国に対する賠償責任だけでなく、国際社会全体に対する責任、つまり国際人道法の履行確保のための責任として積極的に位置づけられるまでに発展を遂げた。国家責任条文の履行確保に関する一般規定が個別分野でどこまで妥当しうるのか(各分野の実効性担保にどこまで資するのか)という問題を検証する上で国際人道法に注目が集まっているのも、こうした背景によるところが大きい。

具体的に何が問題となっているのか

では、そうした国家責任の問題は国際人道法の履行確保の局面において具体的にどのように現れているのか。それが最も顕著であるといえるのが、サイバー技術や自律兵器システム(Autonomous Weapons Systems: AWS)などの先端科学技術を用いた敵対行為にまつわる様々な諸問題であるといえる。サイバー技術は、プロキシサーバーを媒介として使用者の匿名性を可能にする特性を有する。このため、履行確保について国際法上は、実行者個人の責任よりも、それを支援または管理している国の責任を問うことはいかに国際人道法秩序を維持するかに議論の重心が置かれている。とりわけ問題となるのは国への行為帰属に関する一般責任法規則であるが、サイバー技術による敵対行為の局面だと、当該規則が求める高いレベルの敷居では実行者の行為を国に帰属させることが容易ではないため、当該行為の責任が問われないままの「安全地帯」が生まれてしまうといった解釈適用上の問題が指摘されている(Michael N. Schmitt and Liis Vihul, "Proxy Wars in Cyber Space: The Evolving International Law of Attribution," Fletcher Security Review, Vol.1 (2) (2014), p. 72.)。また、自律兵器システムについては、人間を介さない(human out-of-the-loop)意思決定を可能にするものであるため、武力紛争時の軍事目標の識別(区別原則)と非軍事目標への過度な巻き添え被害(比例性原則)に関する国際人道法違反行為の責任を誰に負わせるべきかが、国際法学者だけでなく国やNGOなどによっても指摘されている。現在、一部の致死性システムについては特定通常兵器禁止制限条約の枠組みで規制の試みがなされているが、人間を介さないシステムについては、指揮官やシステム開発者に個人責任を課すよりも、履行確保の観点からは、相当な注意義務や兵器審査義務(ジュネーヴ第1追加議定書第36条)をはじめとする国家責任の枠組みをどのように構築するか、またこれらの義務違反に対して諸国家は、国家責任条文やジュネーヴ諸条約共通第1条などに基づきどのように対応する義務を負うのかに関心が集まっている(Nehal Bhuta et al. eds., Autonomous Weapons Systems (Cambridge University Press, 2016), pp. 290-9; Jack M. Beard, "Autonomous Weapons and Human Responsibilities," Georgetown JIL, Vol. 45 (2014), pp. 663-678.)。

2. 研究の目的

以上の問題状況に鑑み、本研究は、サイバー技術や自律兵器システムに代表される先端科学技術の発展が及ぼす影響に留意しつつ、国際人道法の履行確保において果たしうる国家責任の役割（とりわけ個人責任では果たせない役割が何であるか）そして関係国際法規則の解釈適用上の問題が何であるかについて検討することを目的とした。

なお、本研究の学術的独自性および独創性については、第1に、上述の問題状況が示すように、部分的でも人間に取って代わる先端科学技術が引き起こす国際人道法違反行為の責任に関する研究は、世界的にも端緒についたばかりである。このように先行研究の蓄積は十分ではないとはいえ、それでも世界的に著名な国際人道法学者が一定の研究成果をこの問題について発表しているのは、それが学術的に扱う価値のある問題であると彼らが考えているからである。しかも、当該違反行為によって武力紛争犠牲者が一層生み出される危険性が世界中のメディアで日々取り上げられるのも、この問題が喫緊の重要性を持つと同時に未解決であることを如実に示している。

第2に、国際人道法の責任研究については、各種国際刑事裁判機関の展開を背景として、個人の国際刑事責任を扱うものは膨大に存在するものの、国家責任を扱うものは、その重要性にもかかわらず、圧倒的に少ない。しかも既存の国家責任研究の多くは戦後補償の問題に関するものであり、国際人道法の実効性担保という履行確保の文脈でこれを扱ったものになると、その数は一層少なくなる。

第3に、国家責任に関する一般国際法規則が個別の国際人道法違反行為の問題についてどこまで妥当し得るのかは、国家責任法一般の在り方に関する本質的な研究にも貢献するものである。とりわけ、国連国際法委員会の国家責任条文は、国家責任法を国の国際義務（一次規則）の違反に共通して適用される一般法（二次規則）と位置付けているため、国際人道法上の国家責任にも当然に妥当するものという前提があり、個別法分野における国家責任に固有の問題が存在する可能性をア priori に排除してしまっている。これについては、「国家責任法が二次規則として一般原則であるという、いわば『横断的な』一般原則性の理解は、正確でないばかりか、それ以上に、議論の方向性を誤らせてしまっている」（兼原敦子「国家責任法の『一般原則性』の意義と限界」立教法学第55号（2000年）129頁。）という批判が示す通りである。各個別法分野における国家責任の検証が今求められるゆえんである。

本研究は、以上の先行研究で示された未解決の問題状況に一石を投じることで、新たな知見を提供し、学術上のニーズに応えようとするものである。

3. 研究の方法

以上の問題意識と目的の下に、本研究は、具体的な先端科学技術分野としてサイバー技術と自律兵器システムを用いた敵対行為の事例に焦点を絞った。具体的な作業は次の通り。まず、これらを規律する国際人道法上の国家責任について実際にどのような論点が提示されているのかを先行研究の調査分析や外交当局との意見交換を通じて洗い出した（具体的には、行為帰属、幫助、強行規範の重大な違反、対抗措置等）。そのうえでこれらの論点が、実際に科学技術の観点からどこまで現実の問題として起こりうるのかを技術専門家の助言を得ながらさらに分析を加えつつ、実証的な問題設定を行った。以上の作業を適宜並行して行いつつ、国連サイバー政府専門家会合（Group of Governmental Experts）や特定通常兵器禁止条約致死性自律兵器システム（Lethal Autonomous Weapons Systems）会合、赤十字国際会議その他関係外交会議における諸国家の実行を、外交当局との意見交換も交えて実証的に精査した。以上を踏まえて、研究成果の作成作業を進め、本研究テーマの最先端の場である研究機関および研究報告会での発表に努めた。その際には、英語での発信を心掛けた。

4. 研究成果

初年度は、幸いにして、初年度より本研究課題の研究成果を発表する機会を得ることができた。米国防軍士官学校リーパー陸戦法研究所の招待で「国際平和安全保障法における必要性と比例性」に関する国際会議に報告者として参加した次第である。同会議では、いわゆる「完全」自律型兵器システム（'Fully' autonomous weapons systems）と国際人道法上の比例性というテーマで報告し、本研究課題の核心である、人間に責任を問うことが困難な中でいかに国の責任を規律する国際法を発展させ、国際人道法の履行確保にかかる問題を克服すべきかについて、これまでの研究成果に基づき議論を展開した。その際には、とりわけ安全保障にかかる情報については機密という名の下で公表を控える各国の消極的な姿勢の中でコンピュータ・アルゴリズムの国際的規制がいかにして可能となるのか、また、先端科学技術の利用が国際人道法と合致するよう確保する国の兵器審査の制度をいかに意味あるものへと発展させることができるのかに焦点を当てた。同会議では、欧米の著名な国際法学者、現役外交国防担当官僚、退役軍人、そして人権人道NGOの専門家たちと意見交換を行う有意義な機会を得ただけでなく、その後主催者より、今回

の会議での成果を踏まえてさらに同会議の成果物として英国オックスフォード大学出版局より出版予定の書籍に寄稿して欲しいとの通知を受けることができた。

二年目の研究実績としては、(1)人工知能の軍事化規制における国家、企業、および個人の責任関係に関する国際法上の諸問題、ならびに(2)サイバー空間における国家の越境的活動の国家責任を中心とする国際法上の諸問題、に大別することができる。(1)については、今年度、米国ニューヨーク国連本部で国連軍縮部その他主催の人工知能の軍事化に関する専門家国際会議、および英国エディンバラ大学ロースクールにおいて同大学主催の人工知能と法の支配に関する学会で意見発表と交換を行った。その成果の一部は、国際法に関する日本語書籍の一章を構成する「兵器システムの自律化と『不断の注意』義務 兵器の合法性審査と刑事責任の可能性」という論考として、今年度に公刊予定である。(2)については、マレーシア・クアラルンプールで行われたアジア太平洋安全保障会議のサイバー空間と国際法に関する国際会議、および東京市ヶ谷で行われたサイバーセキュリティ法制学会の研究会合で意見発表と交換を行った。その成果の一部は、「サイバー空間における主権 その論争が意味するもの」という題目で日本語書籍(森肇志=岩月直樹編『サブテキスト国際法』(日本評論社、2020年))の一章として今年の3月にすでに公刊された。

三年目については、昨年度に引き続き、様々なオンライン会議で欧米の著名な国際法学者、現役外交国防担当官僚、退役軍人、そして人権人道NGOの専門家たちと意見交換を行う有意義な機会を得ただけでなく、国連軍縮研究所(UNIDIR: United Nations Institute for Disarmament Research)から各国のオフense・サイバー能力に関する研究プロジェクトへの参加依頼を受けて、論文を執筆し、査読を経て2021年度中の公刊が決まった。同じく国際法外交雑誌に公刊予定の論文も執筆した。

四年目の最終年度の研究成果としては、引き続き、様々なオンライン会議で欧米の著名な国際法学者、現役外交国防担当官僚、退役軍人、そして人権人道NGOの専門家たちと意見交換を行う有意義な機会を得て意見交換を重ねた結果、(1)先端科学技術に対する国際人道法一般にかかる適用問題、および(2)情報通信技術を用いた域外サイバー行動の特殊性の分野で論文を公刊することにつながることができた。(1)については、「越境型武力紛争時代の免責特権論 非国家武装組織の原初的地位は克服可能か」『法律時報』93巻7号(通巻1164号)(2021年6月)、(2)については、「サイバー空間における保健医療・公衆衛生分野の保護と国際法規範 デジタル情報通信技術の空間性と領域性原理の機能的再定式化」『国際法外交雑誌』第120巻1・2号合併号(2021年) "The Projection of Cyber Power by Australia and Japan: Contrasting Their Doctrines and Capabilities for the Rule-Based International Order," The United Nations Institute for Disarmament Affairs (UNIDIR) (ed.), International Cyber Operations: National Doctrines and Capabilities (UNIDIR, 2021)、「台湾シナリオとグレーゾーン事態の国際法 日中共同声明の制約と域外サイバー行動の法的課題」森本敏=小原凡司(編)『台湾有事のシナリオ 日本の安全保障を検証する』(ミネルヴァ書房、2022年)等がその一部として挙げられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 黒崎 将広	4. 巻 September 1
2. 論文標題 The Dynamics of Japan's 'Armed Attack Initiation' Doctrine and Anticipatory Self-Defense	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Lawfare	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 黒崎 将広
2. 発表標題 越境型武力紛争時代の免責特権論 非国家武装組織の原初的地位は克服可能か
3. 学会等名 国際刑事法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 黒崎 将広
2. 発表標題 「船舶」制度の国際法構造 無人運航船の国際法上の地位に関する予備的考察
3. 学会等名 笹川平和財団海洋政策研究所「無人運航船研究会」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Masahiro Kurosaki
2. 発表標題 Legal Accountability for the Militarization of AI
3. 学会等名 The UN Workshop on the Militarization of Artificial Intelligence, The UN Headquarters, New York, 13-14 August 2019
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masahiro Kurosaki
2. 発表標題 Engineers and Tech Companies in the Militarization of AI: Their Liability for Violations of Human Rights and Humanitarian Law
3. 学会等名 The Workshop on the AI and the Rule of Law at Edinburgh Law School on 24 October 2019
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masahiro Kurosaki
2. 発表標題 International Law and the Participation from the Private Sector
3. 学会等名 The Second Meeting of CSCAP Study Group on International Law and Cyberspace, Institute of Strategic and International Studies (ISIS) Malaysia, 11-12 November 2019
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 黒崎 将広
2. 発表標題 米国サイバー戦略「Defend Forward」の国際法上の評価
3. 学会等名 サイバーセキュリティ法制学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masahiro Kurosaki
2. 発表標題 Toward the Special Computer Law of Targeting: "Fully Autonomous" Weapons Systems and the Proportionality Test," the 2018 Lieber Workshop on Necessity and Proportionality in International Peace and Security Law
3. 学会等名 The 2018 Lieber Workshop on Necessity and Proportionality in International Peace and Security Law, held at the Lieber Institute for Law and Land Warfare, United States Military Academy at West Point
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 黒崎 将広、坂元 茂樹、西村 弓、石垣 友明、森 肇志、真山 全、酒井 啓亘	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 844
3. 書名 防衛実務国際法	

1. 著者名 浅田 正彦、桐山 孝信、徳川 信治、西村 智朗、樋口 一彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 536
3. 書名 現代国際法の潮流2	

1. 著者名 Nobuhisa Ishizuka, Masahiro Kurosaki, Matthew C. Waxman	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Columbia Law School	5. 総ページ数 207
3. 書名 Strengthening the U.S.-Japan Alliance: Pathways for Bridging Law and Policy	

1. 著者名 Claus Kress, Robert Lawless	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Oxford University Press	5. 総ページ数 526
3. 書名 Necessity and Proportionality in International Peace and Security Law	

1. 著者名 森 肇志、岩月直樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248
3. 書名 サブテキスト国際法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>Strengthening the U.S.-Japan Alliance https://scholarship.law.columbia.edu/faculty_scholarship/2722/ 黒崎 将広 (黒崎 将広) 研究室 on the Web http://www.nda.ac.jp/cc/kurosaki/</p>
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------